

メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
6	環境影響評価条例	<p>建築基準法第2条第1号に該当する建築物（付帯施設含む）で、次の区分ごとにそれぞれの規模要件を満たす場合は、条例の「建築物の建設事業」に該当し、環境影響評価の手続きが必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業の全部又は一部が特別地域内で行われるもの 建築物の高さが50m以上であるもの 上記以外のもの 建築物の高さが100m以上であるもの 	環境影響評価手続	環境エネルギー部 みどり自然課 (023-630-3042)	同左	同左